

一般社団法人桶谷式母乳育児推進協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人桶谷式母乳育児推進協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要の地に従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 本会は、母乳育児の保全と質の向上を図るため、桶谷そとみ考案の乳房手技の助産師への教授及び母乳育児にかかわる相談並びに調査・研究を行い、もって安心して安全な社会の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 桶谷式母乳育児の啓発、普及、推進及び支援事業
- (2) 母乳育児の相談に関する事業
- (3) 助産所の運営
- (4) 桶谷式乳房管理法研修センターの運営及び資格認定事業
- (5) 母乳育児の調査・研究に関する事業
- (6) 母乳育児の海外支援に関する事業
- (7) 母乳育児用品の開発、製造、販売及び紹介
- (8) 会員相互扶助に関する事業
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 本会を構成する会員は、以下の2種とする。正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定する社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した助産師
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、本会の所定の様式により申込みものとする。

2 正会員の入会は、社員総会に定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第8条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める額の入会金及び会費を支払う義務を負う。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によってその会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を6か月以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員名簿)

第12条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、法人法に規定する事項、法人の組織、運営、管理、その他一般社団法人に関する一切の事項について決議することができる。

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第16条 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、出席会員より選出された2名がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び継続

(5) 合併契約の承認

(社員総会の決議の省略)

第 20 条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的たる事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(書面決議等)

第 21 条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 理事及び理事会

(理事会の設置)

第 23 条 本会に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事の員数)

第 24 条 本会の理事は、5 名以上 20 名以内とする。

(理事の選任方法)

第 25 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事を会長と称する。

(理事の任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の解任)

第 28 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(理事の報酬等)

第 29 条 理事の報酬は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(理事会の招集権者及び議長)

第 30 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集し、議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事が招集し、議長となる。

(理事会の招集通知)

第 31 条 理事会の招集通知は、会日の 1 週間前までに各理事及び監事に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(理事会の決議)

第 32 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 33 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印をしなければならない。

第 5 章 監 事

(監事の員数)

第 35 条 本会に監事を設置する。

2 本会の監事は、3 名以内とする。

(監事の選任方法)

第 36 条 監事は、社員総会の決議によって選任する。

(監事の任期)

第 37 条 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 監事に欠員が生じたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(監事の職務及び権限)

第 38 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事の解任)

第 39 条 監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、第 19 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によって行わなければならない。

(監事の報酬等)

第 40 条 監事の報酬は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第41条 本会は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集等)

第42条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱規程による。

(基金の拠出者の権利)

第43条 拠出された基金は、本会が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の返還の手続については、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併(合併により当該法人が消滅する場合に限る。)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令

第8章 計算

(事業年度)

第 47 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 附 則

1 本定款は平成 29 年 11 月 12 日より施行する。